事務連絡

令和２年３月 16日

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局) 御中

中核市

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

厚生労働省社会・援護局保護課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省老健局振興課

厚生労働省老健局老人保健課

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(令和２年３

月６日付事務連絡)」に関するＱ＆Ａについて

社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項

について、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令

和２年３月６日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)でお示し

しているところですが、特にご質問の多い事項について 別紙のとおりＱ＆Ａと

してとりまとめました。

管内の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県にお

かれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

問１ 消毒に関し「次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有

害であり、効果が不確実であることから行わないこと。」とあるが、本事

務連絡上は、消毒薬として示されている次亜塩素酸ナトリウム液に係る

注意事項であると考えてよいか。

(答)

貴見のとおり。

なお、本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意点とし

て、社会福祉施設等で実施する消毒方法等をまとめたものであり、次亜塩素酸

水を用いた市販の製品等の安全性等に言及するものではない。

また、消毒については、本事務連絡では清拭することとしていることに留意

すること。

問２ 消毒に関し「トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭

　　し、消毒を行う」とあるが、次亜塩素酸ナトリウム液による清拭でもよい

か。

 (答)

貴見のとおり。ドアノブや取手に使用する際は、次亜塩素酸ナトリウムの濃

度は 0.05％となるよう調整すること。また、次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食

性を有することに留意し、清拭後は、水拭きし、乾燥させること。